

<<<新旧対照表>>>

○多治見市救急業務規程（昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号）の一部を改正する規程新旧対照表

部署名：救急指令課

新	旧
<p>○多治見市救急業務規程 昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号</p> <p><略></p> <p>第1章 総則</p> <p><略></p> <p>(救急隊)</p> <p>第3条 救急隊は、救急自動車1台につき救急隊員（以下「隊員」という。）3人以上をもって編成する。ただし、消防長は、資器材の搬送、転院搬送等で医師又は看護師が同乗する場合に限り、隊員数を減ずることができる。</p> <p>2 隊員のうち1人を救急隊長（以下「隊長」という。）とし、消防士長以上の者をもってこれに充てる。</p> <p><u><削る></u></p> <p><略></p> <p>(服装)</p> <p>第5条 隊員は、救急業務を行う場合には、感染防止衣、<u>手袋、マスクその他の感染防止に必要な防護具</u>を着用するものとする。</p> <p><略></p> <p>第3章 雑則</p> <p>(消毒)</p> <p>第26条 救急自動車及び積載資器材の消毒は、次に定めるところにより実施するものとする。</p> <p>(1) 定期消毒 月1回</p> <p>(2) 使用後消毒 毎使用後</p> <p>(3) 感染性疾患の患者を収容した場合の特別消毒 即時</p> <p>2 前項により消毒を実施したときは、その旨を消毒実施表（別記様式第4号）に記録し、救急自動車内の見やすい場所に標示しておくものとする。</p> <p>(感染性廃棄物の処理)</p> <p>第27条 救急隊は、救急業務等により排出される感染性廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき適正に廃棄しなければならない。</p> <p><u>(感染防止対策の実施)</u></p> <p><u>第27条の2 救急隊は、救急業務を行う場合には、この規程に定めるもののほか、別に定める感染防止対策を実施するものとする。</u></p>	<p>○多治見市救急業務規程 昭和56年7月6日消防本部訓令甲第1号</p> <p><略></p> <p>第1章 総則</p> <p><略></p> <p>(救急隊)</p> <p>第3条 救急隊は、救急自動車1台につき救急隊員（以下「隊員」という。）3人以上をもって編成する。ただし、消防長は、資器材の搬送、転院搬送等で医師又は看護師が同乗する場合に限り、隊員数を減ずることができる。</p> <p>2 隊員のうち1人を救急隊長（以下「隊長」という。）とし、消防士長以上の者をもってこれに充てる。</p> <p><u>3 災害が大きく1箇所に3隊以上の救急隊を必要とするときは、別に定める救急業務計画の編成要綱に従うものとする。</u></p> <p><略></p> <p>(服装)</p> <p>第5条 隊員は、救急業務を行う場合には、感染防止衣 <u>_____</u>を着用するものとする。</p> <p><略></p> <p>第3章 雑則</p> <p>(消毒)</p> <p>第26条 救急自動車及び積載資器材の消毒は、次に定めるところにより実施するものとする。</p> <p>(1) 定期消毒 月1回</p> <p>(2) 使用後消毒 毎使用後</p> <p>(3) 感染性疾患の患者を収容した場合の特別消毒 即時</p> <p>2 前項により消毒を実施したときは、その旨を消毒実施表（別記様式第4号）に記録し、救急自動車内の見やすい場所に標示しておくものとする。</p> <p>(感染性廃棄物の処理)</p> <p>第27条 救急隊は、救急業務等により排出される感染性廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき適正に廃棄しなければならない。</p> <p><u><新設></u></p>

新		旧	
<略>		<略>	
摘要	改正理由		